

経済産業省

輸出注意事項 22 第 27 号

平成 22・07・07 貿局第 3 号

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理についての一部を改正する通達を次のように
制定する。

平成 22 年 7 月 15 日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理についての一部を改正する通達

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成 4 年 7 月 31 日付け 4 貿局第
283 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成4年7月31日付け4貿局第283号）

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>別記1</p> <p>1 (略)</p> <p>2</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の に定める「はの 地域」、に定める「はの 地域」又はイランを仕向地又は提供地とするもの</p> <p>(3) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号若しくは第三号へからヤまでのいずれかに掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の に定める「はの 地域」を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質又はその原料となる物質の量が20キログラム以下(貨物等省令第2条第1項第二号ハに該当する貨物については1キログラム以下)のものを輸出する場合を除く(特に指示する場合はこの限りではない。)</p> <p>(4) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで若しくは第三号へからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、イランを仕向地又は提供地とするもの</p> <p>(5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで若しくは第三号レからヤマ</p>	<p>(略)</p> <p>別記1</p> <p>1 (略)</p> <p>2</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の に定める「はの 地域」、 に定める「はの 地域」又はイランを仕向地又は提供地とするもの</p> <p>(3) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからリまで若しくは第三号へからヤまでのいずれかに掲げる貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の に定める「はの 地域」を仕向地又は提供地とするもの。ただし、1契約において輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質又はその原料となる物質の量が20キログラム以下(貨物等省令第2条第1項第二号ホに該当する貨物については1キログラム以下)のものを輸出する場合を除く(特に指示する場合はこの限りではない。)</p> <p>(4) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで若しくは第三号へからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、イランを仕向地又は提供地とするもの</p> <p>(5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号へからリまで若しくは第三号レからヤマ</p>

でのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の定める「はの 地域」及び に定める「はの 地域」以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

(6) (略)

3~8 (略)

別記2~別記6 (略)

でのいずれかに該当する貨物の輸出又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為であって、運用通達別表第1の別紙の(注3)の定める「はの 地域」及び に定める「はの 地域」以外の地域を仕向地又は提供地とするもの

(6) (略)

3~8 (略)

別記2~別記6 (略)